

第3章 計画の推進

本計画に掲げた様々な課題に、着実かつ実効的に取組を進め、次代の市民に健全な状態で公共施設を継承するため、特に重要となる庁内の仕組みづくり等について以下のように対応し、計画の推進を図ります。

(1) 公共施設マネジメントを推進する体制の整備

公共施設の再編、保全、施設管理、運営、財産処分、活用等を戦略的に管理し、将来を見据えた総合的なマネジメントを推進するため、情報の集約化や庁内の横断的な連携強化など、一元的なマネジメント体制の確立を図ります。

(2) 公共施設保全計画の運用

令和4年9月に策定した保全計画に基づき、中長期的な財政支出の平準化やライフサイクルコストの縮減を図るため、P D C Aサイクルの考え方に則り、適宜、保全計画の進捗状況を把握・評価し、状況の変化に対応した適切な運用を行います。

あわせて、解体施設の優先順位の考えに基づき、解体予定の施設の除却計画を策定し、中長期的な財政支出の平準化を図りながら計画的に解体を進めます。

(3) 指定管理者制度の運用の見直し

指定管理者制度は、公共施設の活用及び施設管理・運営水準の向上を図り、市民サービスの質と量を拡充するために有効な手法です。指定管理者制度を導入している施設については、湯沢市指定管理者制度運用指針に基づき、市が指定管理者に対して求める要求水準を明確にするとともに、要求水準に基づくモニタリング評価の仕組みづくりを行うことで適正な指定管理者制度の運用を図ります。

指定管理者制度未導入の施設については、効果的かつ効率的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。

(4) 包括管理業務委託の導入に向けた検討

施設の点検、清掃、修繕及び設備機器の保守などの施設管理業務を包括的に民間委託し、一定の基準に基づく統一的・定期的な保守点検等による予防保全を行うことにより、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした適正かつ効率的な維持管理を実現するとともに、安全性及び利便性の向上、事務負担の軽減、維持管理コストの縮減等を図るため、業務委託範囲、導入効果、庁内体制、事業者の選定方法等の整理を行い、包括管理業務委託の導入について検討します。

(5) 受益者負担の適正化

施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を確保し、受益者負担経費の範囲や割合等、料金の算定方法を明確かつ分かりやすく示すため、令和5年10月に「受益者負担の適正化に関する基本方針」を定め、一部の施設に係る使用料の見直しを行うなど、受益者

負担の適正化に取り組んでいますが、引き続き、この基本方針に定める定期的な使用料の見直し等、施設利用に係る受益者負担の適正化に取り組んでいきます。

これらの推進事項は、おおむね次のスケジュールを基本とします。

取組項目	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 ~ 2030年度 (R10) ~ (R12)
(1) 公共施設マネジメントを推進する体制の整備	再編・保全・管理運営・ 財産処分・活用等の体制整備		公共施設マネジメントの推進		
(2) 公共施設保全計画の運用			保全計画の運用		
(3) 指定管理者制度の運用の見直し	指定管理者制度運用指針に基づき、順次、見直し				
(4) 包括管理業務委託の導入に向けた検討	導入の検討		検討結果に基づく対応		
(5) 受益者負担の適正化	使用料の見直し		定期的な見直し		